

情報公開条例（平成 10 年岩手県条例第 49 号。以下「条例」という。）第 39 条の規定により、平成 18 年度における各実施機関の行政文書の開示についての実施状況を次のとおり公表する。

平成 19 年 5 月 29 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 行政文書の開示請求の件数

請求区分	計	受付窓口				県が設立した地方独立行政法人の情報公開窓口
		行政情報センター	行政情報サブセンター	警察本部情報センター	警察署情報センター	
開示請求	1,232	979	228	22	0	3

注 1 「開示請求」とは、条例第 5 条に規定する行政文書の開示の請求をいう。以下同じ。

2 「行政情報センター」とは、県庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。

3 「行政情報サブセンター」とは、各地区合同庁舎（奥州地区合同庁舎江刺分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。）及び県外事務所内に設置されている情報公開窓口をいう。

4 「警察本部情報センター」とは、警察本部庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。

5 「警察署情報センター」とは、各警察署庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。

6 「県が設立した地方独立行政法人の情報公開窓口」とは、公立大学法人岩手県立大学内に設置されている滝沢及び宮古の情報公開窓口並びに地方独立行政法人岩手県工業技術センター内に設置されている情報公開窓口をいう。

2 実施機関別の行政文書の開示請求の件数

実施機関の区分	開示請求の件数
知 事	1,041
教育委員会	53
公安委員会	0
警察本部長	22
選挙管理委員会	22
監査委員	3
人事委員会	2
労働委員会	1
収用委員会	0
海区漁業調整委員会	0
内水面漁場管理委員会	0
医療局長	83
企業局長	2
県が設立した地方独立行政法人	3
計	1,232

3 行政文書の開示請求に対する処理の状況

開示請求の件数	計

前年度からの 繰越件数	当該年度中の 請求件数		処理状況				
			開示	部分開示	非開示	取下げ	処理中
7	1,232	1,239	699	297	195	10	38

#### 4 不服申立ての状況

条例第 11 条各項の決定に係る行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定に基づく不服申立ての状況は、次のとおりである。

##### (1) 件数

不服申立ての件数		計	処理状況					
前年度からの 繰越件数	当該年度中 の申立件数		決定				取下げ	審理中
			却下	棄却	一部認容	認容		
9	4	13	2	2	9	0	0	0

##### (2) 概要

不服申立ての年月日	不服申立ての内容	処理状況
平成 17 年 3 月 9 日	「少年課が支出した県費捜査報償費について、捜査諸雑費に関する現金化手続き関係文書」の部分開示決定に対する審査請求	一部認容
平成 17 年 3 月 9 日	「少年課が支出した県費捜査報償費について、捜査諸雑費を除くものに関する現金化手続き関係文書」の部分開示決定に対する審査請求	一部認容
平成 17 年 3 月 9 日	「交通指導課が支出した県費捜査報償費について、捜査諸雑費に関する現金化手続き関係文書」の部分開示決定に対する審査請求	一部認容
平成 17 年 3 月 9 日	「交通指導課が支出した県費捜査報償費について、捜査諸雑費を除くものに関する現金化手続き関係文書」の部分開示決定に対する審査請求	一部認容
平成 17 年 3 月 9 日	「少年課が支出した県費捜査報償費について、捜査諸雑費に関する現金化手続きを除いた関係文書」の部分開示決定に対する審査請求	一部認容
平成 17 年 3 月 9 日	「少年課が支出した県費捜査報償費について、捜査諸雑費を除くものに関する現金化手続きを除いた関係文書」の部分開示決定に対する審査請求	一部認容
平成 17 年 3 月 9 日	「交通指導課が支出した県費捜査報償費について、捜査諸雑費に関する現金化手続きを除いた関係文書」の部分開示決定に対する審査請求	一部認容
平成 17 年 3 月 9 日	「交通指導課が支出した県費捜査報償費について、捜査諸雑費を除くものに関する現金化手続きを除いた関係文書」の部分開示決定に対する審査請求	一部認容
平成 17 年 11 月 11 日	山形村大字霜畑地内等にある法定外公共物（道路）の用途廃止に係る山形村からの申請書類の非開示決定に対する異議申立て	棄却
平成 18 年 6 月 11 日	「定年延長を行わなかった理由を記した文書」の非開示決定に対する異議申立て	一部認容

平成 18 年 8 月 10 日	「新昇給制度の実施に伴う教職員の評価について（案）」へのご意見」の非開示決定に対する審査請求	却 下
平成 18 年 9 月 12 日	「第 7 回津付ダム周辺環境検討委員会」議事録音テープ」の非開示決定に対する異議申立て	棄 却
平成 18 年 11 月 6 日	「県立福岡工業高校の学科・学級に関する学校長からの報告書」等の部分開示決定に関する審査請求	却 下

5 訴訟の状況

条例第 11 条各項の決定に係る行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定に基づく訴訟の状況は、次のとおりである。

(1) 件数

提訴件数		計	訴訟の状況						
前年度からの繰越件数	当該年度中の訴訟件数		判 決				取下げ	和 解	係属中
			却 下	棄 却	一部認容	認 容			
1	0	1	0	0	0	0	0	0	1

(2) 概要

提訴年月日	件名及び非開示とされた行政文書の内容	経緯等
平成 17 年 10 月 12 日	<p>文書開示拒否処分取消請求事件</p> <p>ア 捜査第一課が支出した平成 10 年度分から平成 15 年度分の国費捜査費、県費捜査費（報償費）に係る現金出納簿、捜査費証拠書（捜査費総括表、返納決議書、返納決議書の添付書類としての返納金領収票等、捜査費支出伺、支払精算書、支払精算書の添付書類としての領収書等）</p> <p>イ 捜査第二課が支出した平成 10 年度分から平成 15 年度分の国費捜査費、県費捜査費（報償費）に係る現金出納簿、捜査費証拠書（捜査費総括表、返納決議書、返納決議書の添付書類としての返納金領収票等、捜査費支出伺、支払精算書、支払精算書の添付書類としての領収書等）</p> <p>ウ 鑑識課が支出した平成 10 年度分から平成 15 年度分の国費捜査費、県費捜査費（報償費）に係る現金出納簿、捜査費証拠書（捜査費総括表、返納決議書、返納決議書の添付書類としての返納金領収票等、捜査費支出伺、支払精算書、支払精算書の添付書類としての領収書等）</p> <p>エ 岩手署が支出した平成 10 年度分から平成 15 年度分の国費捜査費、県費捜査費（報償費）に係る現金出納簿、捜査費証拠書（捜査費総括表、返納決議書、返納決議書の添付書類としての返納金領</p>	審 理 中

収票等、捜査費支出伺、支払精算書、添付書類としての領収書等)

オ 千厩署が支出した平成10年度分から平成15年度分の国費捜査費、県費捜査費(報償費)に係る現金出納簿、捜査費証拠書(捜査費総括表、返納決議書、返納決議書の添付書類としての返納金領収票等、捜査費支出伺、支払精算書、支払精算書の添付書類としての領収書等)